一般競争入札公告

令和8年10月5日

社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院院長石井政次の発注する「社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院　院内通信システム更新工事」の一般競争入札について次のとおり公告する。

社会福祉法人恩賜財団 済生会 山形済生病院
院　長　　石 井　政 次

１．目的

社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院（以下「山形済生病院」という。）は、院内通信システム更新工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたり、一般競争入札により業者を選定する手続き等について必要な事項を定める。

２．工事概要

（１）工事名称：　山形済生病院　院内通信システム更新工事

（２）工事場所及び対象となる施設：　山形県山形市沖町79-1　山形済生病院

（３）工事内容：　別紙「仕様書」のとおり

（４）契約期間：　令和8年10月28日～令和9年2月28日
※工事期間は発注者と協議の上、決定する

３．施設概要

（１）病床数：　394床

（２）敷地面積：　約61,509.57㎡

（３）延床面積：　約43,225.79㎡

（４）建物：　本館、サービス棟、エネルギー棟、PET/CTセンター、災害拠点センター、健康増進センター、南館

４．契約方法等

（１）競争契約の方法：　一般競争入札

（２）最低制限価格：　最低制限価格の設定　有り（非公表）

５．入札参加資格要件

（１）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（２）各官公庁または各都道府県のいずれかにおいて、入札参加登録をされており、且つ指名停止の措置を受けていない者であること。

（３）過去に300床以上の病院でスマートフォン、PBX（電話主装置）、内線システムの導入実績があると。これを証明するための資料を提出できること。

（４）業務上の事故に対する賠償責任保険等に加入しているもしくは加入すること。

（５）仕様書に定める内容を確実に実施することができること。

（６）入札に参加できない者

次の各号に該当する事実があった後２年を経過しない者

① 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

⑦ 前各号に該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人・支配人・その他の使用人として使用した者

（７）山形済生病院において、医療費等を滞納している者が従事者として居ないこと。

（８）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号第２条第６号に定義する者）が、支配人・無限責任社員・取締役・監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、または実質的に経営等に関与している団体でないこと。

（暴力団の構成員でなくなった日から、５年を経過しない者の統制の下にない団体等）

（９）当法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族（６親等以内の血族配偶者又は３親等以内の姻族。以下「親族等」という。)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者

６．入札参加資格の確認

（１）入札参加希望者は、前記５に掲げる入札参加資格を有することを証するため、入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

（２）上記(1)申請書および資料の提出

①　期間：令和8年10月19日(月)17：00までの間

毎日9：00から17：00まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日除く。)

②　提出先：山形県山形市沖町79-1

社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院　施設環境課

担当：秋葉誠

TEL　:023-682-1111(代表)

※提出の際は事前に電話連絡にて日時を予約すること。

③　提出書類

(イ)　一般競争入札参加資格確認申請書

(ロ)　入札参加資格確認資料

(ハ)　会社概要（商号、従業員数、業務内容等）

(ニ)　受託実績

④その他

(イ)　提出書類の提出方法は持参もしくは郵送とする。

(ロ)　提出された提出書類は返却しない。

(ハ)　提出書類の作成に要する経費は申請者の負担とする。

※なお、入札を希望しなくなった場合は、入札辞退届（指定様式）を入札日前日までに担当者へ提出しなければならない

（３）入札参加資格の確認結果通知

① 入札参加資格の確認結果通知は、入札参加資格があると認められた者へは令和8年10月20日(火)12：00までに当院より電話にて通知する。

７．入札日時及び場所

（１）入札日時　令和8年10月21日（水）14時30分

（２）場　　所　山形済生病院災害拠点センター３階会議室

８．入札の方法等

（１）入札金額は、仕様書に定める初期費用及び運用費用に係る5年間分の総額とする。

入札金額の算定　＝　初期費用　＋　運用費用※（月額×60ヵ月）

※運用費用における基本データ通信量を超過した分に係る通信料等の変動費及び通話料の変動費については、入札金額に含まないものとする。また、設備導入に係る保守費用等については、運用費用に含め入札金額に算入するものとる。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（指定様式）に記載すること。

（３）初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとし、最大3回まで行う。

（４）落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、その該当者により入札を続行し、制限回数（3回）に同価格となった場合は、直ちに当該入札者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。

（５）入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換え又は撤回することができない。

（６）代理人として入札を行う場合には、委任状（指定様式）を提出すること。

９．落札者の決定

予定価格を超えない価格で、且つ最低制限価格を下回らない最も入札金額の低い者を落札者とする。なお、該当者がいない場合は、最低価格提示者と別途交渉に移行する。

１０．入札の無効

（１）本公告の示した競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（２）入札書及び入札内訳書の記載事項が不明瞭で判断できないもの。

（３）入札書記載の金額を訂正したもの、又は氏名に押印が無いもの。

（４）入札者又はその代理人が、同一事項に２通以上入札したもの。

１１．その他

（１）入札保証金、契約履行保証ともに免除とする。

（２）契約書作成の要・否　　要

（３）契約担当者は、入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札を延期又はこれを中止することがある。

（４）本契約は「令和7年度補正予算・医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」に基づき執行するものであり、当該事業に定める要綱その他関係規定に従い本工事を実施するものとする。

１２．支払について

契約に係る支払い条件は、落札者と協議の上決定する。

以上

山形済生病院　院内通信システム更新工事　仕様書

本仕様書は、社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院（以下「山形済生病院」という。）が実施する「山形済生病院　院内通信システム更新工事」において、使用する設備機器及び作業仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

１．件　名

山形済生病院　院内通信システム更新工事

２．目　的

本工事は、既存の PHS・既設電話交換機及び院内通信環境の更新にあたり、スマートフォンを電話交換機（PBX）及び関連設備と連携させ、内線端末として利用可能にする。併せて・ナースコール等の外部機器との連携、電話帳、チャット等のコミュニケーション機能、MDM、必要なアプリケーション及び通信回線を整備することで、職員間の円滑なコミュニケーション、業務効率の向上、円滑な呼出し運用及び通信コストの最適化を図るものである。

３．工事場所

〒９９０－８５４５　山形県山形市沖町７９－１

４．履行期間

契約締結日から令和９年２月２８日迄

５．委託内容

（１）作業概要

①工事計画

ア）契約後、速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、発注者と協議すること。

イ）本工事は、ナースコール設備の連携を予定しており、ナースコール設備の導入時期を十分に考慮し、設備の施工及び連携設定等が円滑に実施できる工程を計画すること。

②作業仕様

ア）工事期間中において、既存の通信システムに支障を生じさせないよう、施工方法及び工程を十分検討し、安全かつ円滑に工事を実施すること。

イ）既存設備から新設設備への切り替え等により、一時的に使用できない時間が発生する場合は、事前に発注者と協議のうえ、必要な代替措置を講じること。

ウ）院内における配線工事の施工にあたっては、患者及び職員の通行に十分に配慮し、通行の妨げや接触等による事故が発生しないよう、安全を確保するための必要な人員を配置したうえで作業を行うこと。また、作業区域には必要に応じて安全表示や区画等を設け、患者及び職員の安全確保に努めること。

エ）工事前に現地調査及び回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、仕様書との相違があった場合は、速やかに発注者へ報告し協議すること。

オ）機器備品等の搬入・搬出経路について施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承認を得ること。

カ）作業車や運搬車等の車両の駐車場所や資材置場、荷捌き場、搬出物仮置場等の敷地内における必要な場所の確保につては、事前に発注者の承諾を得ること。

キ）作業中は粉塵の飛散に十分に注意し、必要に応じて養生を行うこととし、作業終了後には床の清掃等、環境美化に努めること。

ク）撤去した設備については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。

②電話交換機の導入

別紙１「電話交換機システム要件仕様」のとおり

③FMC サービス・FMC 端末及びナースコール連携システム要件仕様

別紙２「FMC サービス・FMC 端末及びナースコール連携システム要件仕様」のとおり

④保守体制の構築

別紙３「保守体制要件仕様」のとおり

⑤コミュニケーション機能の構築

別紙４「チャット・web 電話帳要件仕様」のとおり

⑥端末管理機能の構築

別紙５「MDM（モバイルデバイス管理）システム要件仕様」のとおり

⑦その他

別紙６「その他の要件仕様」のとおり

６．納入物品

（１）納入成果物

①PBX

ア）機器一式

イ）操作説明書一式

ウ）完成図書一式

・機器、電話機配置図

・配線図
・電話システム設計書
・工事試験成績書

②FMC 関連（サービスおよび端末）

ア）機器一式

イ）操作説明書一式

ウ）完成図書一式

・ポート収容図
・機器仕様書
・工事試験成績書

③ナースコール連携システム

ア）機器一式

イ）操作説明書一式

ウ）完成図書一式

・機器仕様書
・工事試験成績書

④スマートフォン

ア）３４０台（新品）

iOS もしくは Android 端末

⑤チャットツール

ア）操作説明書一式

⑥電話帳

ア）操作説明書一式

イ）完成図書一式

・設定内容

⑦MDM

ア）操作説明書一式

イ）完成図書一式

・設定内容

9．その他

契約後に仕様の変更が生じる場合は、費用及び工事計画等を別途協議すること。

工事の遂行にあたり、仕様書に定めのない事項については別途協議すること。

別紙１

電話交換機システム要件仕様

１．システム構成

「電話交換機」及び「電話交換機に必要な周辺システム」「外線電話サービス」の付随する「音声インフラ工事」を「電話交換機システム」として一体的に提供するものとする。

２．要件

（１）PBX

①PBX はオンプレ型の電話交換機を採用する。

②電話交換機は既存の PBX と接続することが可能なものとする

③電話交換機は下記(2)機能要件を有するものとする。

④電話交換機と接続可能な中継台は現行機種と同等以上の機能を有すること。

⑤電話交換機及びキャリア FMC について、一般病床数３００床以上の病院において導入実績があること。

⑥スマートフォンの内線連携はキャリア FMC 内線連携（回線交換方式）であること。

（２）機能要件

①外線機能

固定短縮ダイヤル・発信番号通知・個別着信・ダイヤルイン・ナンバーディスプレイ

②内線機能

内線代表・ピックアップ・内線相互接続・受話器は図示警告音送出

③収容可能電話機

一般電話機・IP 多機能電話機（最大８５台）

④FMC 連携機能

電話交換機収容の IP 多機能電話機と FMC 端末間での相互内線発着信・転送・パーク保留共有

（FMC 端末は応答のみ)、FMC 端末からのピックアップ、PBX 収容外線から FMC 端末への直接着信

（３）周辺システム

OABJ 番号等接続機器（音声ゲートウェイ等）は、下表の容量を満たす装置を導入すること。

①PBX に収容する外線回線種別及び番号数・チャンネル数は既存仕様及び仕様書記載内容を踏まえ設定すること。

②PBX に収容される FMC 連携用のチャンネル数は最大 46 チャンネルとすること。

（4）外線電話サービス

①現在利用中の電話番号をそのまま利用できるものとする。

②OSBJ 番号を利用した外線通話が可能なものとする。

③外線に必要とされる以下機能を備えているものとする。

発信者番号通知、代表番号機能、ダイヤルイン、代表番号通知、各種転送機能（無条件/話中/無応答/不通時）

④外線電話に関する情報を確認、かつ一部設定変更できる Web ポータル機能を持つものとする。

（5）音声インフラ工事（ネットワーク機器、ラック、配線工事等）

電話交換機を利用する為の以下、電話機等への配線も含めた音声インフラを構築するものである。

PBX 及び PBX 関連機器/FMC 関連機器の調達・設置

①サーバ室内への設置を想定するものとする。

②IP 多機能電話機、アナログ電話機等の環境整備においては既設配線を活用した構築も可能とする。

※提案にあたり必要な図面等は問い合わせに応じて別途提供するものとする。

（6）IP 多機能電話

①発信、着信、保留、転送等の電話機能を有すること。

②発着信情報を表示可能なディスプレイを備えること。

③短縮ダイヤル、機能割当等に利用可能な機能ボタンを備えること。

④利用者が検索可能な電話帳機能を有すること。

（7）一般アナログ電話機

既設の一般アナログ電話機を継続利用可能な構成とすること。

（8）その他

前記以外は既存設備の機能を有すること。

別紙２

FMC サービス・FMC 端末およびナースコール連携システム要件仕様

本調達において導入する PBX に FMC を結びつける為、内線化を行う。

１. FMC 回線構成

（１）携帯回線：最大同時通話数 46ch

（２）回線工事及び VoIPGW 装置を設置すること。

２. 機能要件

（１）PBX と連携する FMC サービスは下記機能を有していること。

（２）全ての内線端末で発着信発信できること。

（３）一般外線に発信できること。

（４）FMC 端末からの発信時、代表番号から発信できること。

（５）FMC 端末の内線着信を特番で応答できること。

（６）IP 多機能電話機への着信を特番で応答できること（代理応答）

（７）着信呼を無条件で指定した端末に転送できること。

（８）着信時に話中の場合、着信呼を指定した端末に転送できること。

（９）着信時に一定時間不応答の場合、着信呼を指定した端末に転送できること。

（１０）着信時に圏外の場合、着信呼を指定した端末に転送できること。

（１１）通話呼を維持しながら通話相手に音声を通さない機能を有していること(保留)

（１２）保留中に再度保留ボタンを押すと元の通話に戻る機能を有していること。

（１３）通話呼を別の内線端末へ転送できること。

（１４）5G/4G LTE スマートフォン端末で利用ができること。

（１５）FMC 端末から内線発信する際にダイヤル番号は、既存番号桁数（4 桁）以上であること。

３. ナースコール連携システム

ナースコール連携機能は、以下の要件を満たすこと。

（１）ケアコム社製ナースコールシステムとの連携により、ナースコール着信通知及び応答機能を有すること。

（２）スマートフォンをナースコール用携帯端末として利用可能であること。

（３）通話中においてもナースコール着信を通知可能な割り込み着信機能を有すること。

（４）スマートフォンの画面ロック状態においても、ナースコール着信の確認及び応答が可能であること。

（５）ナースコール着信時に最大 16 台までの同時呼び出しに対応可能であること。

（６）携帯電話網に障害が発生した場合においても、院内 Wi-Fi 環境を利用して通話及び

ナースコール通知機能を継続利用できること。

（７）障害発生時の影響範囲を限定するため、病棟単位で独立した構成とし、一部機器の故障による影響が他病棟へ波及しない構成を基本とする。ただし、複数病棟を単一の設備で管理する構成も可とする。その場合、障害発生時は迅速な復旧が可能となる構成及び保守体制を確保すること。また、障害発生時の影響範囲を最小限に抑えるための対策を講じること。

（８）ナースコール連携対象は５病棟とし、機器故障時の代替運用に備え、予備装置を準備すること（台数は要相談）

（９）セキュリティ対策として、インターネットを経由しない閉域 IP 網による通信であること。

（１０）ナースコールと連携するスマートフォン台数は５病棟５５台とすること。なお、本工事では５５台の連携とするが、今後、その台数加え２６台分をナースコール連携する計画であるため、その計画に沿った内容にすること。

（１１）病棟で使用する端末２８台分を骨伝導インカム仕様にすること。なお、端末と無線接続できることとする（インカム装置含む）

４．FMC 端末

FMC 端末は以下の仕様と同等以上の性能を有すること

（１）Android 端末要件

Android 端末は下記表の要件を満たすこと。

（２）iOS 端末要件

iOS 端末は、Apple 社製「iPhone16e」又はこれと同等以上の性能を有する機種を調達すること。

（３）端末１台あたりの基本データ容量（無料分）は 2GB であること。

別紙３

保守体制要件仕様

１．保守対象

本調達で導入するPBX、ナースコール連携機器、スマートフォン、キャリア回線、MDM、Web電話帳、チャットシステム及び関連機器を保守対象とする。

２．保守受付

受注者は保守窓口を設置し、障害及び操作等に関する問い合わせを受け付けること。
保守受付時間は２４時間３６５日対応できる体制とすること。

３．障害対応

障害発生時は、原因調査、障害切り分け及び復旧対応を実施すること。
迅速に対応できるよう体制を整えること。

４．スマートフォン端末保守

スマートフォン端末導入後の故障及び紛失時における以下対応をすること。尚、保守に係る対応方針を明確にすること。

（１）スマートフォン端末補償　端末の盗難、自然故障、火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による全損又は一部の破損時は無償かつ適用回数無制限にて提供機種のスペックを担保した上でスマートフォン端末を交換すること。ただし、端末契約者の故意または過失による紛失については、この限りではない。この場合の端末再調達等に係る費用負担は、発生状況等を踏まえ発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（２）交換端末の提供にあたっては、再キッティング（SIM設定、MDM設定、業務アプリケーション設定、セキュリティポリシー適用等）を実施し、利用可能な状態で提供すること。

（３）スマートフォン端末の故障した場合に備え、専用窓口を設置し、平日９時から17時まで受付及び対応できる体制を整えること。なお、故障時の申請については、電話・電子メールまたはWeb受付に対応すること。

（４）スマートフォン端末を紛失または盗難が発生した場合に備え、２４時間３６５日対応できる窓口を設置し、回線の一時中断を行えること。なお、紛失・盗難に関するついては、電話またはWeb受付に対応すること。

５．機器保守

受注者が納入した機器に故障が発生した場合は、修理又は交換対応を行うこと。

6．ソフトウェア保守

Web 電話帳、チャットシステム及び MDM については、提供期間中に必要な保守及び障害対応を行うこと。

7．保守体制

設置した保守窓口にて、他社製機器又はサービスとの接続に係る障害についても、必要に応じて関係事業者との連携を行うこと。

8. 報告

障害対応完了後、病院から求めがあった場合は対応内容を報告すること。

別紙４

チャット、web 電話帳システム要件仕様

１．チャット機能は、以下の要件を満たすこと。

（１）利用者間で１対１のチャットによるメッセージ送受信が可能であること。

（２）複数の利用者が参加するグループチャットが可能であること。

（３）送信したメッセージについて、既読及び未読の状態を確認できること。

（４）写真、画像、文書ファイル等を添付し、送受信できること。

（５）利用者の検索及び選択により、チャットを開始できること。

２．Web 電話帳機能は、以下の要件を満たすこと。

（１）管理者が Web ブラウザを通じて、利用者情報（内線番号、氏名等）の登録、変更及び削除を行えること。

（２）1 台のスマートフォンを複数人で利用する運用に対応するため、個人名による検索に加え、病院が定義する役割や担当等を用いた検索が可能であること。

別紙５

MDM（モバイルデバイス管理）システム要件仕様

１．管理対象

（１）Android 端末及び iOS 端末を一元管理できること。

（２）管理対象端末の登録、設定変更及び削除を管理者が遠隔で実施できること。

2. 機能要件

（１）端末情報(機種名、OS バージョン、電話番号、利用者情報等)を一覧で確認できること。

（２）端末ごとの利用状況及び通信状態を確認できること。

（３）管理対象端末のグループ管理が可能であること。

（４）管理対象端末の設定情報を一括配信できること。

（５）管理対象端末のセキュリティポリシーを一括設定できること。

（６）アプリケーションの配信、更新及び削除を遠隔で実施できること。

（７）スマートフォン紛失時に、遠隔ロック、遠隔ワイプ又は同等の制御により、通話機能及びチャット等の業務アプリ利用を停止又は保護できること。

（８）Web フィルタリング機能を有し、不適切な Web サイトへのアクセスを制御できること。

（９）管理対象端末の位置情報を確認できること。

（１０）モバイル端末管理システムは、閉域 IP 網環境においても端末管理及び設定配信が可能であること。

別紙６

その他の要件仕様

１．院内の電波状況の改善は以下の要件を満たすこと

（１）電波状況について調査を行うとともに、改善が必要な箇所については改善方法及び、対応可否の説明を行うこと。

（２）電波状況の改善を行う場合は、令和９年２月２８日までに改善すること。

（３）電波状況調査を行う場合は、事前に計画書を提示し、許可を得ること。

２．災害時等の対応は以下の要件を満たすこと

（１）災害発生時または故障等により基地局が使用できなくなった場合に、移動基地局を配置するなど代替となる方法により通信確保のための体制、設備が整備されていること。

（２）１つの基地局がサービス中断となった場合でも通信サービスを継続できること。停電の影響を受けることがなく長時間稼働する災害時専用大規模基地局を有していること。

（３）移動無線車による迅速な通信回復体制の確保が可能で、近隣の事業所にて１台以上保有すること。または、衛生等による通信サービスを利用し対応すること。

３．勉強会・説明会

（１）受注者は、本システムの円滑な運用開始を目的として、利用者及び管理者を対象とした教育研修を実施すること。教育研修は病院内の指定場所において対面方式にて実施すること。

（２）教育研修は運用開始時に実施すること。

（３）教育研修の対象は、端末使用者及びシステム管理者とすること。

（４）教育研修の内容は、PBX、ナースコール連携機能、スマートフォン、キャリア回線、MDM、Web 電話帳及びチャットシステムの運用に必要な操作方法及び運用方法を含むこと。

（５）研修は、日勤及び夜勤の勤務体系を考慮し、３営業日にわたり各日２回以上実施すること。

（６）教育研修で使用する説明資料を電子データで提供すること。

（７）教育研修の実施に係る一切の費用は、本調達の費用に含むこと。